

記 者 発 表 資 料
令 和 6 年 1 月 1 9 日
土木部河川課企画調査班
担当：小野寺、東海林
電話：022-211-3173
E-mail : kasen-ki@pref.miyagi.lg.jp

阿武隈川水系 尾袋川、小田川 等の特定都市河川指定に向けて 流域の自治体等への意見聴取を実施します

県では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、阿武隈川水系尾袋川、小田川等の特定都市河川指定に向けた関係者*への事前意見聴取を実施します。

*阿武隈川水系尾袋川等の流域をその区域に含む県内の5市町の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 県では、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、阿武隈川水系尾袋川、小田川等を特定都市河川に指定し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を活用することなどによる「流域治水」の取組を進めていくこととしています。
- このたび、県から法第3条第9項の規定に基づき、一級河川阿武隈川水系尾袋川、小田川等の計4河川の流域をその区域に含む白石市及び角田市、大河原町、柴田町、丸森町の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者あてに特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。

（添付資料）

- 別紙1 法定的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践
- 別紙2 阿武隈川水系尾袋川、小田川等の概要
- 別紙3 「流域治水」の本格的な実践に向けた「阿武隈川水系尾袋川、小田川等」の特定都市河川への指定

法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

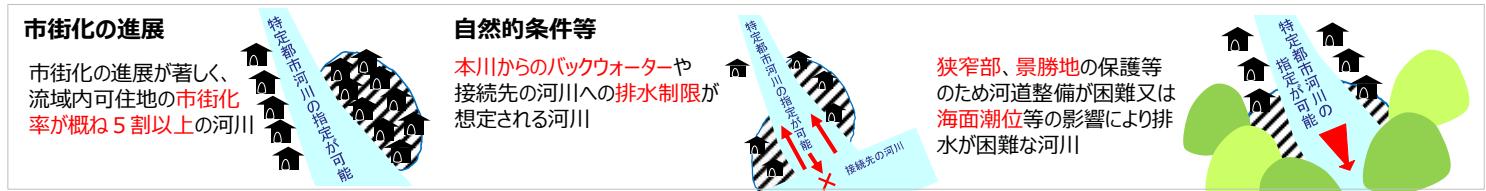
特定都市河川浸水被害対策法の適用

別紙1

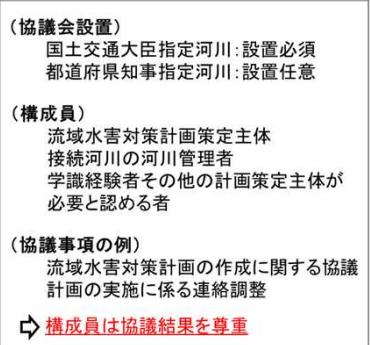
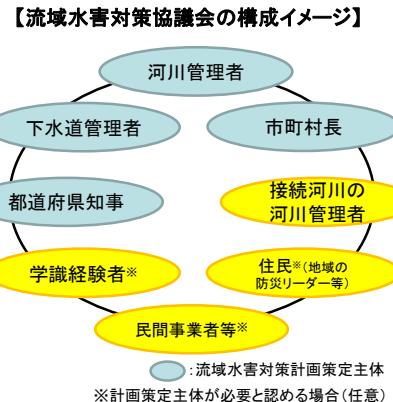
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している 例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象



流域治水の計画・体制の強化



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ (条例で0.1-30m³の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**することで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の**安全性を事前許可制**とする



浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**



貯留機能を有する土地のイメージ

雨水浸透阻害行為の許可

田畠等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^3$ 以上以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**

阿武隈川水系尾袋川、小田川等の概要(1／2)

別紙2

河川区間: 阿武隈川水系尾袋川、小田川等の計4河川

流域面積: 約87km²

(白石市の一部、角田市の一部、大河原町の一部、柴田町の一部、丸森町の一部)



位置図



凡 例

- 指定を行おうとする河川（県管理）
- 指定を行おうとする河川の流域（尾袋川）
- 指定を行おうとする河川の流域（小田川）
- 行政界

阿武隈川水系尾袋川・小田川等の概要(2/2)

表 指定を行おうとする河川の区間(尾袋川)

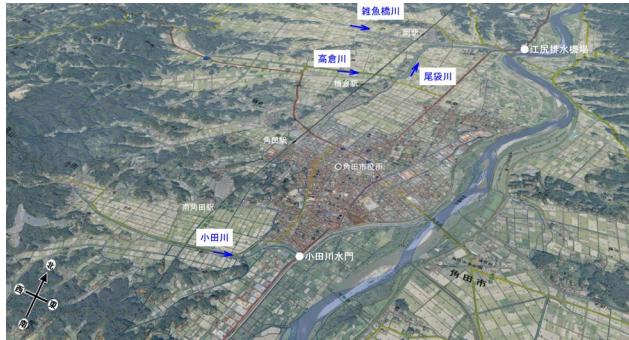
河川名	対象区間	
	上流端	下流端
おぶくろがわ 尾袋川	左岸：角田市豊室字上平三三番地先 右岸：角田市豊室字川南二二番地先	阿武隈川への合流点
たかくらがわ 高倉川	左岸：角田市高倉字広田一五番二地先 右岸：角田市高倉字広田四一番一地先	尾袋川への合流点
ざつこばしがわ 雑魚橋川	鬼平太川の合流点	尾袋川への合流点

表 指定を行おうとする河川の区間(小田川)

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
おだがわ 小田川	左岸：伊具郡丸森町大張大蔵字高平七五番地先 右岸：伊具郡丸森町大張大蔵字高平七六番一地先	阿武隈川への合流点

尾袋川・小田川流域の特徴

- 尾袋川、小田川は低平地を流下する勾配の緩い河川のため、**洪水時には阿武隈川の水位上昇に伴い自然排水が困難**。
- 沿川に、角田市等の市街地があり、人口・資産が集積。

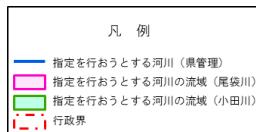


- 尾袋川は、洪水時には阿武隈川の水位上昇に伴い自然排水が困難となるため、江尻排水機場が設置されている。令和元年東日本台風時は排水機場がフル稼働していたにも関わらず、機場の能力を超える降雨による排水困難や、バックウォーターによる尾袋川合流部の浸水被害が発生している。
- 小田川は、阿武隈川の洪水が逆流することを防止するために小田川水門が設置されている。令和元年東日本台風時は、**阿武隈川の水位上昇に伴う小田川水門閉扉により小田川の排水困難**が生じている。



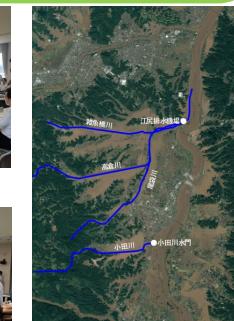
河川の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

○河川区間：阿武隈川水系尾袋川、小田川等の計4河川
○流域面積：87km²
(白石市の一部、角田市の一部、大河原町の一部、柴田町の一部、丸森町の一部)



近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R1.10 令和元年東日本台風により、堤防決壊や越水等により、尾袋川・小田川沿川では約435戸、約9,200haが浸水する甚大な被害が発生
- R3.2 名取川・阿武隈川流域治水プロジェクト策定・公表
- R5.3 尾袋川・小田川流域水害対策準備会を設立
- R6.1 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意
- R6.3以降 尾袋川・小田川等の特定都市河川指定



令和元年東日本台風による浸水状況

特定都市河川の指定による「流域治水」の本格的実践

ハード整備の加速化

あらゆる関係者が連携した施設整備

- 流域水害対策計画を早期に策定し、事業を計画的かつ集中的に実施
 - 河川改修、堤防強化
 - 越水対策
 - 二線堤の整備、止水壁設置
 - 内水浸水に対する排水能力の強化
 - 排水機場の整備・機能強化
 - 雨水貯留施設の整備
 - 道路の嵩上げ
 - 排水路の改修・整備

流出抑制対策の推進

開発等に伴う雨水流出増への対策の義務化

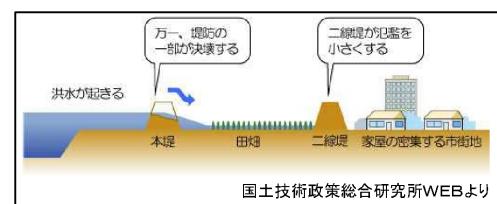
- 流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け(雨水浸透阻害行為の許可)
- 貯留機能有する土地の保全等
 - ため池、田んぼダム等の雨水貯留機能の保全・拡充
 - 流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設整備への、予算・税制等の支援
 - 貯留機能保全区域の指定による貯留機能有する土地への盛土等に対する勧告

流域一体で多層的な浸水被害防止の取組を推進

- 協議会等を通じた事業推進課題等の共有及び問題解決・合意形成の推進 等



河川改修



二線堤の整備



越水対策

特定都市河川流域全体の取組により、早期に治水安全度向上を図る

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。